

平成 25 年度再商品化実施委託単価について

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
理事会・評議員会 資料  
平成 24 年 12 月 4 日・17 日

●「再商品化実施委託単価」算出の計算式

$$\text{再商品化実施委託単価} = \frac{\text{①市町村からの引取り見込み量} \times \text{②再商品化事業者見込み委託単価} + \text{③協会経費}}{\text{⑤特定事業者等からの再商品化委託申込み見込み量}}$$

<平成 25 年度再商品化実施委託単価の算出根拠>

		①市町村 引取り 見込み量 (トン)	②再商品化 事業者見込 委託単価 (円/トン)	③協会経費 (千円)	④再商品化 総費用 (千円) ≡ (①×②) +③	⑤特定事業者 等からの再商 品化実施委託 申込み見込み 量 (トン)	⑥平成 25 年度 再商品化実施 委託単価 ≡④÷⑤ (円/トン)
ガラスびん	無色	114,000	4,500	87,215	600,215	150,000	4,000
	茶色	128,000	4,900	87,215	714,415	129,000	5,500
	その他色	121,000	6,500	87,215	873,715	109,000	8,000
PET ボトル		18,000	23,000	743,140	1,157,140	270,000	4,500
紙製容器包装		8,400	7,000	375,635	434,435	38,890	12,000
プラスチック製容器包装		686,458	59,086	817,000	41,378,000	875,500	48,000

注 1) 上表の①引取り見込み量及び②再商品化事業者見込み委託単価は、協会が再商品化事業者へ委託料を支払う逆有償分が対象です。協会は有償分を含めて再商品化を実施し、別に有償分に係る収入が見込まれますが、当該収入は市町村に拠出されます。(PET ボトル・紙製容器包装は、逆有償分のみ計上)

注 2) 端数調整のため、(①×②) +③が④と等しくならない、また、④÷⑤が⑥と等しくならないというケースがあります。

(参考) 平成 24 年度再商品化実施委託単価について

<平成 24 年度再商品化実施委託単価の算出根拠>

		①市町村 からの引取 り見込み量 (トン)	②再商品化 事業者 見込み 委託単価 (円/トン)	③協会経費 (千円)	④再商品化 総費用 (千円) ≡ (①×②) + ③	⑤特定事業者等 からの再商品化 実施委託申込み 見込み量(トン)	平成 24 年度 再商品化実施 委託単価 ④÷⑤ (円/トン)
ガラスびん	無色	110,000	4,500	89,031	584,031	150,000	3,900
	茶色	122,000	4,900	89,031	686,831	130,000	5,300
	その他色	113,000	7,300	89,031	913,931	113,000	8,100
PET ボトル		7,000	56,000	510,035	902,035	270,000	3,400
紙製容器包装		6,000	5,300	406,407	438,207	37,920	12,000
プラスチック製容器包装		685,667	59,589	1,312,000	42,171,000	868,500	49,000

注 1) 上表の①引取り見込み量及び②再商品化事業者見込み委託単価は、協会が再商品化事業者へ委託料を支払う逆有償分が対象です。協会は有償分を含めて再商品化を実施し、別に有償分に係る収入が見込まれますが、当該収入は市町村に拠出されます。(PET ボトル・紙製容器包装は、逆有償分のみ計上)

注 2) 端数調整のため、(①×②) +③が④と等しくならない、また、④÷⑤が⑥と等しくならないというケースがあります。